

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し (国税 28)(所得税:外、法人税:義)、 (地方税 15)(個人住民税:外、法人住民税:義)	
2	要望の内容	二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設ける。	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室	
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 46 年 所得税法 176 条 3 項(証券投資信託の信託財産について納付した所得税額の控除)創設</li> <li>・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設</li> <li>・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設</li> <li>・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を排除することによって、国内外の投資に係る税の中立性を維持すること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成 22 年 7 月 29 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき</li> <li>・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか</li> <li>・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき</li> </ul>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—1.市場インフラ構築のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国際的二重課税排除を排除すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資家数等。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、国際的二重課税の状態が生じ、投資意欲が減退すると考えられる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考えられる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-~-) 新規要望のため、該当せず
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-~-) 新規要望のため、該当せず。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-~-) 本措置がなければ、国際的な二重課税が発生し、投資家による投資意欲が減退すると考えられる。	
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:-~-) 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—